

# 1. 職員の任免に関する状況

(1) 職員採用・退職の状況（平成26年4月2日～平成27年4月1日）

H26. 4. 1職員数	退職者数	採用者数	H27. 4. 1職員数
500人	24人	21人	497人

(注) 退職者数、採用者数には、再任用常時勤務職員及び京都府教育委員会の割愛人事による者を含みます。

(2) 職員採用試験の状況

○定期採用試験（平成27年4月1日採用）

職種	申込者数	受験者数			合格者数			競争率 (A/B)	(参考) 採用者数
		男	女	計(A)	男	女	計(B)		
一般事務	77人	46人	16人	62人	5人	4人	9人	6.9倍	9人
土木技師	3人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	—	—
保健師	3人	0人	3人	3人	0人	2人	2人	1.5倍	2人
保育士・幼稚園教諭	15人	2人	10人	12人	0人	2人	2人	6.0倍	2人
計	98人	49人	29人	78人	5人	8人	13人	6.0倍	13人

○追加採用試験（平成27年4月1日採用）

職種	申込者数	受験者数			合格者数			競争率 (A/B)	(参考) 採用者数
		男	女	計(A)	男	女	計(B)		
一般事務	95人	61人	19人	80人	2人	4人	6人	13.3倍	5人
保健師	6人	0人	5人	5人	0人	1人	1人	5.0倍	1人
計	101人	61人	24人	85人	2人	5人	7人	12.1倍	6人

(3) 事由別退職者数（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	再任用満了	計
10人	4人	3人	0人	0人	0人	7人	24人

(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
一般行政	議会	4	4	0	
	総務	79	80	△1	退職不補充
	税務	32	31	1	総務省自治税務局派遣による増
	民生	169	167	2	健診業務充実等による増
	衛生	12	13	△1	清掃関連業務非常勤職員対応による減
	労働	0	0	0	
	農林水産	13	12	1	農業振興業務充実による増
	商工	5	5	0	
	小計	361	359	2	
特別行政	教育	64	70	△6	退職不補充
	小計	64	70	△6	
公営企業等 会 計	水道	25	27	△2	退職不補充
	下水道	12	12	0	
	その他	35	33	2	京都府後期高齢者医療広域連合派遣等による増
	小計	72	72	0	
合 計		497	501	△4	
		[575]	[575]	[ 0]	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数（再任用常時勤務職員含む）で、平成26年度は教育長を含みます。

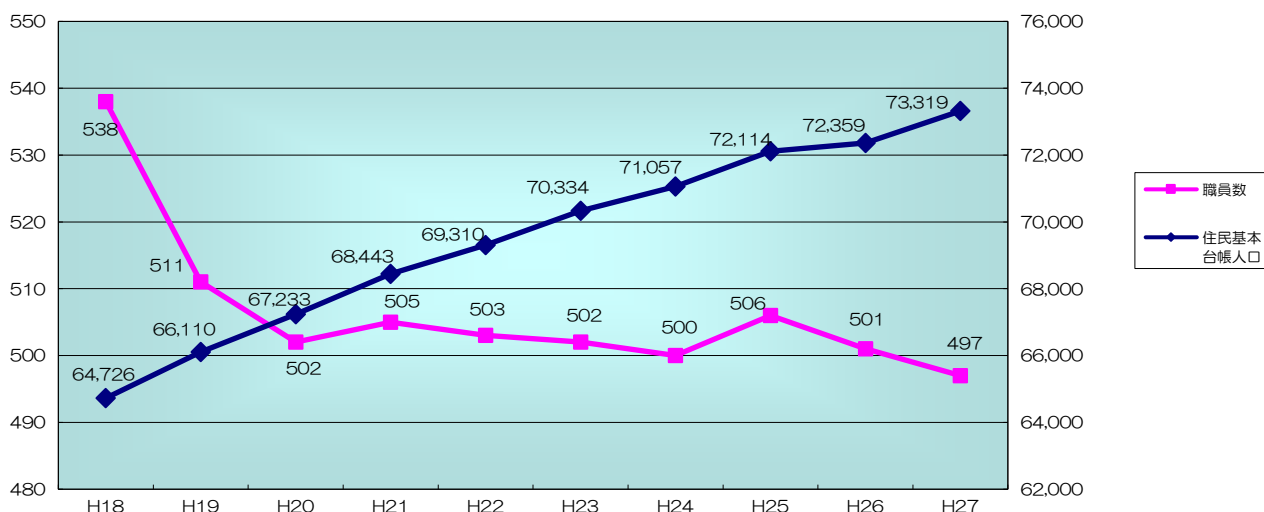
2. [ ]内は、条例定数の合計です。

(5) 職種別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位:人)

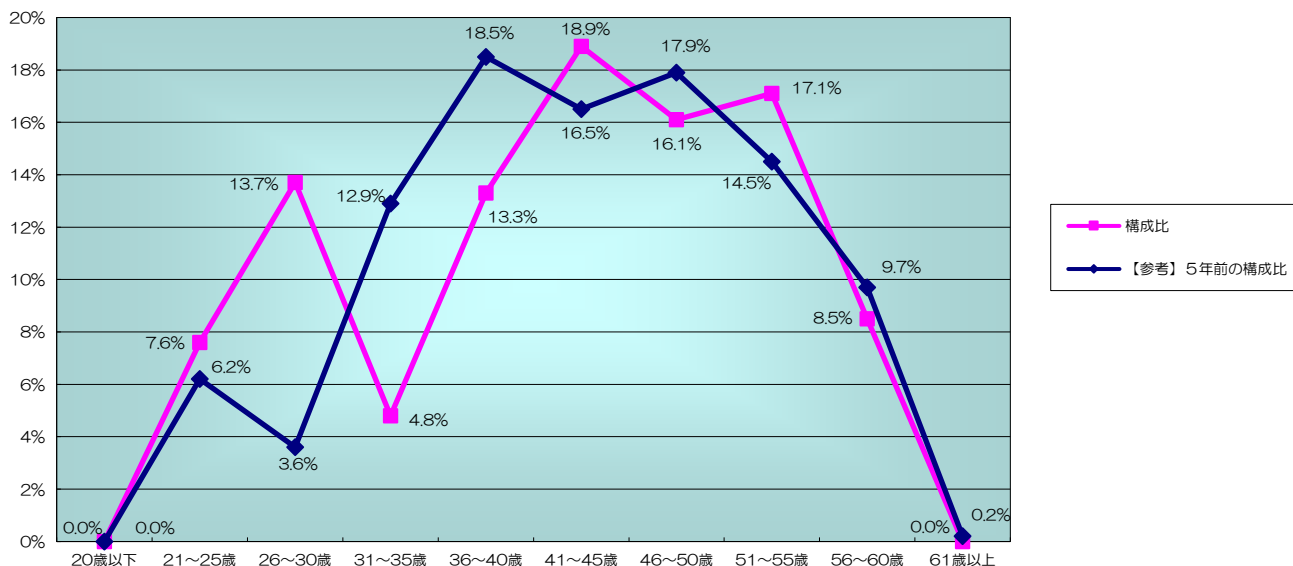
	一般行政職	税務職	薬剤師・ 医療技術職 (栄養士)	看護・ 保健職 (保健師)	福祉職 (保育士)	企業職	技能労務職	教育公務員	計
平成27年	317	32	2	23	70	25	3	25	497
平成26年	323	31	2	20	69	27	3	25	500
対前年増減数	△6	1	0	3	1	△2	0	0	△3

(6) 職員数の推移 (各年4月1日現在) (単位:人)



(注) 平成18年以前の数値は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町の数値の合計値です。

(7) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20歳以下	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61歳以上	計	
職員数	男	0	11	27	12	37	49	47	50	32	0	265
	女	0	27	41	12	29	45	33	35	10	0	232
	計	0	38	68	24	66	94	80	85	42	0	497

(8) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

木津川市は、平成19年3月12日に木津町、加茂町、山城町が合併して誕生しました。また国家的プロジェクトである「関西文化学術研究都市」の中核として発展し、全国的に少子高齢化が進むなか、人口が大きく増加している数少ない自治体です。

しかしながら現在の地方自治体を取り巻く状況は、防犯・防災対策や環境問題など、広域的な対応が求められる課題が急増するとともに、住民の生活圏の拡大により広域的なまちづくりや施策に対する行政需要も高まる中、少子高齢化の著しい進行などによる市民税の減少や社会福祉費の大幅な増加など、極めて厳しい財政状況に直面しています。また国による地方分権改革など、複雑高度化していく行政需要に的確に対応していくため行財政改革による行政の簡素化・合理化が求められています。

本市の職員の定員管理におきましても、合併の効果を最大限に発揮するため、平成21年度からの5年間において、類似団体の1割減の職員数を目標とする第1次「木津川市定員適正化計画」を策定し、定員管理に取り組んできました。当初計画では、人口の増加やそれに伴う行政施策の展開等を勘案し、30人の増員としてきましたが、組織機構や配置に工夫を凝らすことで4人の増員という結果でありました。

引き続き最少の職員数により最大の行政効果が発揮できるよう、将来の職員数の目標数値を定めた第2次「木津川市定員適正化計画」を策定し、行財政改革による行政の簡素化・合理化や事務の効率化、民間活力の活用等を図りながら、長期的な組織運営に必要な人材の計画的な確保、職員体制の確立を目指します。

ア. 定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成26年4月1日	平成30年4月1日	現在の水準（501人）を維持

イ. 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部 門		区 分	平成26年 1年目	平成27年 2年目	平成28年 3年目	平成29年 4年目	平成30年 5年目	平成26年～ 平成30年 計
普通 会計	一般行政	職員数	359	361				2
		増減		2				
	教育	職員数	70	64				△ 6
		増減		△ 6				
	小 計	職員数	429	425				△ 4
		増減		△ 4				
公営企業等会計	職員数	72	72				0	
	増減		0					
合 計	職員数	501	497				△ 4	
	増減		△ 4					

- (注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数（再任用常時勤務職員含む）で、平成26年度は教育長を含みます。  
2. 増減は各年については対前年比の職員増減数を、計の欄については、計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

## 2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (27.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の 人件費率
26年度	73,319人	25,303,984千円	308,839千円	4,172,314千円	16.5%	15.1%

- (注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

## (2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	436人	1,684,496千円	349,024千円	662,082千円	2,695,602千円	6,183千円

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分は含みません。

## (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	329,800円	451,097円
			367,739円
技能労務職	52.1歳	363,200円	385,500円
			381,733円
税務職	39.2歳	302,100円	484,622円
			335,094円
薬剤師・医療技術職 (栄養士)	42.3歳	328,200円	352,200円
			341,300円
看護・保健職 (保健師)	38.4歳	293,700円	386,900円
			312,204円
福祉職 (保育士)	41.9歳	323,200円	365,754円
			343,574円
企業職	49.8歳	371,700円	436,912円
			414,796円
教育公務員	39.2歳	310,200円	366,576円
			337,372円
全職種	42.7歳	326,700円	432,475円
			360,457円

- (注) 1. 平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2. 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。なお、下段の数値は、国家公務員の平均給与月額が、時間外勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額です。  
3. 国家公務員の数値は、平成27年国家公務員給与等実態調査によるもので、人事院から公式発表された数値のみ記載しています。

## 【参考】国家公務員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.5歳	334,283円	408,996円
技能労務職	50.2歳	289,141円	328,318円
税務職	43.6歳	372,431円	444,828円
薬剤師・医療技術職 (栄養士)	45.4歳	310,142円	350,948円
看護・保健職 (保健師)	46.7歳	316,503円	346,447円
福祉職 (保育士)	42.3歳	332,279円	381,205円
全職種	43.3歳	344,410円	416,455円

(4) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		木津川市	京都府	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	181,800 円	174,200 円
	高校卒	151,800 円	147,500 円	142,100 円

(5) ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

年度	26年度	25年度			24年度		23年度	22年度
		指数	参考値	指数(7月1日)	指数	参考値		
木津川市	98.9	106.7	98.5	99.2	106.7	98.6	98.7	98.4
全地方公共団体平均	98.9	106.9	98.8	103.5	107.0	98.9	98.9	98.8
全国市平均	98.6	106.6	98.5	104.0	106.9	98.8	98.8	98.8
全国町村平均	95.6	103.2	95.4	101.4	103.3	95.5	95.3	95.1

- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2. 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による措置が無いとした場合の値です。  
 3. 平成25年7月1日の指数は、国の要請等を踏まえた減額措置後(平成25年7月1日から平成26年3月31日)の値です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	263,500 円	307,540 円	357,300 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

- (注) 1. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。  
 2. 採用前に民間企業などの経歴がある場合は、その期間が前歴換算され採用後の年数に加えられます。  
 3. 該当者がいない欄は「—」としています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容		主 事	主 事	主 任	課長補佐 係 長	課 長 主 幹	次 長	公室長 部 長	
平成27年	職員数	12 人	37 人	73 人	120 人	52 人	9 人	14 人	317 人
	構成比	3.8 %	11.7 %	23.0 %	37.9 %	16.4 %	2.8 %	4.4 %	100.0 %

(8) 職員手当等の状況

ア. 期末・勤勉手当

木津川市				国			
1人当たり平均支給額（平成26年度決算）				—			
1,541千円							
(平成26年度支給割合)				(平成26年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60月分		1.50月分		2.60月分		1.50月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5%~15%				・ 役職加算 5%~20%			
・ 管理職加算 10%~14%				・ 管理職加算 10%~25%			

- (注) 1人当たり平均支給額は、6月期及び12月期の支給合計額の平均額です。

イ. 退職手当（平成27年4月1日現在）

区分	木津川市		国	
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.58250月分	29.145月分	34.58250月分
勤続35年	41.325月分	49.59000月分	41.325月分	49.59000月分
最高限度額	49.590月分	49.59000月分	49.590月分	49.59000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3～45%加算）		定年前早期退職特例措置（3～45%加算）	
	退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算）		退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算）	
1人あたり平均支給額	3,212千円	22,458千円	—	—

（注）1. 本市の退職手当は、京都府市町村職員退職手当組合の規定によります。

2. 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ. 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	59,807千円		
支給職員1人あたり平均支給年額（平成26年度決算）	122千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市全域	4%	493人	4%
京都市	10%	3人	10%
特別区	18%	1人	18%

エ. 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成26年度決算）		106千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（平成26年度決算）		7千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		3.0%	
手当の種類（手当数）		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	まち美化推進課職員 健康推進課職員	感染症が発生し又は発生するおそれがある場合において、感染症患者等の救護、感染症菌の付着の危険がある物件の処理作業、感染症菌を有する家畜等に対する防疫作業処理作業に従事した場合	1回 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱作業従事手当	社会福祉課職員	行旅病人の病院への収容作業に従事した場合及び行旅死亡人の収容埋葬又は身元判明時において身元引受人に遺体を引渡す作業に従事した場合	行旅病人 1回 1,000円 行旅死亡人 1体 5,000円
犬猫の死体処理取扱作業従事手当	全職員	犬猫の死体処理作業に従事した場合	1匹 500円 ※箱詰め状態のものは、 1匹 200円

オ. 時間外勤務手当及び休日勤務手当（平成27年4月1日現在）

手当名	年度	支給実績	職員1人あたり平均支給年額	内容及び支給割合
時間外勤務手当	26年度	158,416千円	392千円	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務日 週休日 60時間超※ 下記以外 125/100 135/100 150/100 22:00～5:00 150/100 160/100 175/100 ※月60時間を超える場合は支給割合を引き上げ
	25年度	162,505千円	393千円	
休日勤務手当	26年度	1,543千円	4千円	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給
	25年度	4,334千円	10千円	下記以外 時間単価×1.35倍 22:00～5:00 時間単価×1.60倍

（注）職員1人あたり平均支給年額の算出にあたっては、支給対象とならない管理職員は除外しています。

カ. その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の同制度	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○扶養親族（配偶者を除く） 1人につき 6,500円 ※配偶者のいない職員の扶養親族 1人目は 11,000円 ○満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同	—	55,688千円	235千円
住居手当	○借家・借間居住者 家賃の額が月額12,000円を超える場合 家賃の額に応じ月額11,000円～27,000円	同	—	16,935千円	273千円
通勤手当	○自動車及び自転車等利用する職員 2km未満 月額 0円 2km以上 5km未満 月額 2,000円 5km以上10km未満 月額 4,200円 10km以上15km未満 月額 7,100円 15km以上20km未満 月額10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円 50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円 ○交通機関を利用する職員 6か月定期券等の額を一括支給 (月額換算55,000円を限度)	同	—	26,640千円	61千円
管理職手当	○課長級以上の管理職員に対して支給 給料×支給割合＝支給額 部長級 14% 次長級 13% 課長級 11% 主幹級 10%	異	給料月額の特 別調整額とし て、役職に応 じて46,300円 ～130,300円 を加算	52,040千円	548千円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※1回の勤務時間が5時間未満の場合は半額	同	—	0千円	0千円

(9) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分		給 料 月 額	地域手当を含めた給料月額（うち地域手当の額）
地域給 手料 当	市長	792,000円	823,680円 (31,680円)
	副市長	693,500円	721,240円 (27,740円)
	水道事業管理者	660,000円	686,400円 (26,400円)
	教育長	627,000円	652,080円 (25,080円)
報 酬	議長	470,000円	—
	副議長	380,000円	—
	議員	350,000円	—

期末手当	市長	(平成26年度支給割合) 6月期 1.40月分 12月期 1.70月分
	副市長	(期末手当計算式)
	水道事業管理者	市長等 ((給料+地域手当)+(給料×0.2)+役職加算額((給料+地域手当)×0.15))×支給割合
	教育長	
	議長	(平成26年度支給割合) 6月期 1.40月分 12月期 1.70月分
	副議長	(期末手当計算式)
通勤手当	市長	※ 一般の職員の例に準じる。
	副市長	
	水道事業管理者	
	教育長	
退職手当	市長	(算定方式) (支給時期) (任期満了時退職手当額) 給料月額×5.30倍×在職年数 任期毎 16,790千円
	副市長	" 3.15倍 " " 8,738千円
	水道事業管理者	" 2.70倍 " " 7,128千円
	教育長	" 2.70倍 " " 6,772千円

- (注) 1. 給料月額金額等については、減額条例に基づく減額後の金額となっています。  
2. 期末手当の支給割合は、本年の人事院勧告の改正前の数値となっています。  
3. 現在、水道事業管理者は選任していませんが、参考として記載しています。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	有

(注) 保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間を週当たり38時間45分となるように勤務の割り振りを行っています。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たり年間平均時間
45,051時間	111時間

(注) 算出にあたり管理職員は対象から除きます。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成26年1月1日から平成26年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
18,718日	5,225日	486人	10.8日	27.9%

(参考) 平成25年における平均取得日数

	木津川市	国	全地方公共団体	民間
平均使用日数	10.7日	13.0日	10.8日	9.0日

(4) 病気休暇の状況（平成27年4月1日現在）

病気休暇の種類	期間	取得件数	総取得日数
公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認められる期間	0件	0日
結核性疾患	1年を超えない範囲で、その療養に必要と認められる期間	0件	0日
上記以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲で、その療養に必要と認められる期間（特定疾病については、180日を超えない範囲）	271件	1,282日

(注) 取得件数及び総取得日数については、平成26年1月1日から平成26年12月31日の期間となります。



## (5) 特別休暇等の状況(平成27年4月1日現在)

休暇の種類	期間	取得実績
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間	0件
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、官公署等への出頭	必要と認められる期間	0件
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	0件
社会貢献活動のための休暇	1年に5日以内でその都度必要と認められる期間	0件
結婚休暇	10日以内で必要と認められる期間	6件
産前産後休暇	分べんの予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)に当たる日から、分べんの日後8週間目に当たる日までの期間の中で職員が請求した期間	10件
育児休暇	生後1年未満の子を養育する場合、1日2回、1回30分	0件
生理休暇	連続する3日を超えない範囲内で必要と認められる期間	85件
配偶者の出産休暇	2日以内で必要と認められる期間	4件
配偶者の出産に伴う子の養育休暇	配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合5日の範囲内で必要と認められる期間	6件
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の負傷・疾病に係る看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合1年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	75件
短期介護休暇	要介護者の介護、通院等の付添い、介護サービス等の提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合1年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	38件
忌引休暇	死亡した者の続柄に応じて1日から10日の範囲内で必要と認められる期間	66件
法要休暇	父母の追悼のための特別な行事(死亡後15年以内に行われるものに限る)のため勤務しないことが相当と認められる場合1日	2件
夏季休暇	7月から9月までの期間で、原則連続する3日の範囲の期間	平均使用日数 2.7日
子の授業参観休暇	必要と認められる期間(義務教育に限る)	107件
子の入学式、卒業式休暇	半日の範囲内で必要と認められる期間(義務教育に限る)	58件
感染症の予防等による交通遮断又は隔離による場合	必要と認められる期間	0件
職員の現住居が災害により滅失、損壊しその復旧作業にあたる場合	7日の範囲内の期間	0件
災害又は交通機関の事故等による場合	必要と認められる期間	27件

(注) 取得状況については、平成26年1月1日から平成26年12月31日の期間となります。

(6) 介護休暇の状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）						
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	2人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人
計	2人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人

区分	介護休暇承認期間						計
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え	
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
計	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人

(注) 介護休暇取得者数は、平成26年度中に取得を開始した職員数です。

#### 4. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

区分	前年度からの継続職員		平成26年度中に取得可能となった職員				平成25年度 国家公務員 育児休業 取得率
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	部分休業 取得者数	
男性	1人	0人	3人	0人	0.0%	0人	4.6%
女性	7人	4人	4人	4人	100.0%	3人	98.1%
計	8人	4人	7人	4人	57.1%	3人	

(注) 前年度からの継続職員数には、前年度以前に取得可能となり平成26年度から新たに取得した職員を含みます。

○育児休業承認期間

区分	育児休業承認期間						計
	6月以下	6月を超え 1年以下	1年を超え 1年6月以下	1年6月を超え 2年以下	2年を超え 2年6月以下	2年6月を超え	
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	3人	0人	1人	4人
計	0人	0人	0人	3人	0人	1人	4人

○部分休業承認期間

区分	部分休業承認期間						計
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	3年を超え 4年以下	4年を超え 5年以下	5年超え	
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	2人	0人	0人	0人	0人	1人	3人
計	2人	0人	0人	0人	0人	1人	3人

(注) 育児休業、育児のための部分休業の承認期間については、平成26年度中に新たに育児休業及び部分休業の取得を開始した職員数です。

## 5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分 (平成26年4月1日から平成27年3月31日の延べ件数)

区 分	免職	降任	休職			降給	失職	計
			起訴休職	病気休職	内精神疾患			
勤務実績が良くない場合 (地公法28 I ①)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
心身の故障の場合 (地公法28 I ②、28 II ①)	0 件	0 件	0 件	37 件	37 件	0 件	0 件	37 件
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法28 I ③)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 (地公法28 I ④)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法28 II ②)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
条例で定めた事由による場合 (地公法28 III)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
地公法第16条の欠格条項に該当するに至った場合 (地公法28 IV)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	37 件	37 件	0 件	0 件	37 件

(注) 分限処分とは、職員の非違責任を追求する制裁的な処分ではなく、あくまでも公務の能率を維持し、適正な運営を確保するために地方公務員法第28条に基づき行う処分です。主に免職、降任、休職等の処分があります。

(2) 懲戒処分 (平成26年4月1日から平成27年3月31日の延べ件数)

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合 (地公法29 I ①)	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地公法29 I ②)	0件	0件	1件	0件	1件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法29 I ③)	0件	0件	0件	0件	0件
計	0件	0件	1件	0件	1件

(注) 懲戒処分とは、職員の服務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員関係の秩序を維持するために、地方公務員法第29条に基づき行う制裁的処分です。免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

## 6. 職員のサービスの状況

### (1) サービスの根本基準

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務 (地公法32)	職員は、その職務遂行に当たり法令等に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない
信用失墜行為の禁止 (地公法33)	職員は、その職の信用を傷つけまたは職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません
守秘義務 (地公法34)	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務 (地公法35)	職員は、法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません
政治的行為の制限 (地公法36)	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止 (地公法37)	職員は、争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限 (地公法38)	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

### (2) 職務に専念する義務の免除の状況（平成26年1月1日から平成26年12月31日）

区 分	件 数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件
特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件
職務に関連ある他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件
災害救助法、消防組織法、又は水防法により出動し、又は訓練に参加する場合	12 件
行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合	0 件
職務遂行に直接関係のある資格免許を取得するための試験を受験する場合	0 件
国、他の地方公共団体又は他の公益団体が定める場合主催する講演会等の講師の場合	0 件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	0 件
地方公務員法第49条の2の規定による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をし、及びその審理に出頭する場合	0 件
地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合	4 件

区 分	件 数
地方公務員法第55条第11項の規定による不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0 件
医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合	0 件
結核性疾患及び有害な業務に起因する疾患に対する措置として勤務の軽減措置が必要と認められる場合	0 件
京都市町村職員共済組合が実施する制度を利用して人間ドックを受診する場合	189 件
妊娠中の職員が、母子保健法第10条に規定する医師の保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	3 件
妊娠中の職員が、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	0 件
妊娠中及び出産後1年を経過しない職員が、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	0 件
財団法人京都市町村職員厚生会の運営委員会等の会議に出席する場合	11 件
大学の通信教育による面接授業を受講する場合	0 件
運転免許証を有する職員がその免許証の更新を行う場合	46 件

(3) 職員の営利企業等従事許可の状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

区 分	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする場合	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	2 件

## 7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の種類（平成27年4月1日現在）

職員の能力を開発し、公務能率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、木津川市職員服務規程および木津川市職員の研修に関する規程に基づき、さまざまな研修を行っています。

- 新規採用者研修  
新規採用者を対象に市政の概要、職員の服務などの基礎的知識について研修
- 一般職員研修  
市政に関する一般的知識、公務員倫理などの基礎的知識について研修
- 監督者研修  
係長・課長補佐級以上の職員を対象に監督者としての必要な知識について研修
- 管理職研修  
管理職員を対象に市政の方針に関すること及び管理職としての必要な知識について研修
- 実務研修  
職務を遂行するうえで必要となる専門的知識などについて研修

○特別研修

広く一般教養としての知識などについて研修

○派遣研修

必要に応じて、実務研修のため国又は他の地方公共団体に職員を派遣

○職場研修

職場ごとに管理職及び監督者が、その職務に必要な知識などの向上のため常時行う研修

(2) 職員研修の実施状況 (平成26年4月1日から平成27年3月31日)

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
一般職員研修	新規採用職員研修	京都市町村振興協会	1回	2日	11人
	財務担当職員初任者研修	京都市町村振興協会	1回	1日	1人
	5年目職員研修	京都市町村振興協会	1回	1日	7人
	新任係長研修	京都市町村振興協会	1回	2日	10人
	課長研修「対人関係決能力の強化」	京都市町村振興協会	1回	1日	6人
	管理職研修「リスクマネジメント」	京都府南部7市合同研修会	1回	1日	4人
	中堅職研修「ワーク・ライフ・バランス」	京都府南部7市合同研修会	1回	2日	4人
	監督者研修「目標実現と活性化」	京都府南部7市合同研修会	1回	2日	4人
	特別研修「タイムマネジメント」	京都府南部7市合同研修会	1回	2日	2人
	第44回近畿地区係長研修	人事院近畿事務局	1回	4日	1人
	第38回近畿地区課長補佐研修	人事院近畿事務局	1回	4日	1人
	新規採用職員研修	木津川市	4回	1日	63人
	初任者研修	木津川市	3回	1日	88人
	法制研修	木津川市	7回	1日	226人
	源泉徴収事務研修	木津川市	1回	1日	33人
	管理職研修	木津川市	3回	1日	84人
	人事評価研修	木津川市	14回	1日	503人
	行財政改革研修	木津川市	8回	1日	429人
実務研修	条例・規則の読み方・つくり方(基礎編)	京都市町村振興協会	1回	2日	1人
	法制執務の応用(実践編)	京都市町村振興協会	1回	2日	1人
	チーム型政策研究プログラム	京都市町村振興協会	1回	8日	3人
	自治体における訴訟実務	京都市町村振興協会	1回	2日	1人
	やる気と可能性を引き出すコーチング	京都市町村振興協会	1回	1日	1人
	接遇・クレーム対応能力向上	京都市町村振興協会	1回	1日	1人
	信頼を勝ち得る話し方	京都市町村振興協会	1回	1日	1人
	エクセル研修	京都市町村振興協会	3回	1日	4人
	税務担当職員初任者研修	京都市町村振興協会	1回	3日	3人
	木造家屋評価研修	京都市町村振興協会	1回	1日	1人
	農業所得に係る収支計算研修	京都市町村振興協会	1回	1日	3人
	行政経営・職場管理の理論と実際	京都市町村振興協会	1回	1日	1人

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
実務研修	健康な職場をつくるメンタルヘルス・ケア	京都市町村振興協会	1回	1日	1人
	問題解決のための理論と発想	京都市町村振興協会	1回	1日	2人
	手話研修	京都市町村振興協会	1回	4日	1人
	出納事務の合理的運用実務	一般社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	固定資産税における償却資産の課税と調査実務	一般社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	土木工事技術検査の具体的な進め方	一般社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	平成26年度住民税課税事務	全国市町村国際文化研修所	1回	11日	1人
	人事評価制度とその運用の実務	全国市町村国際文化研修所	1回	4日	1人
	子ども農山漁村交流プロジェクト研修	全国市町村国際文化研修所	1回	3日	1人
	平成26年度法令実務B～法務の応用と実践～	全国市町村国際文化研修所	1回	11日	1人
	木造家屋評価実務研修会	一般財団法人資産評価システム研究センター	1回	4日	1人
	土地評価実務研修会	一般財団法人資産評価システム研究センター	1回	4日	1人
	第65回選挙事務講習会	都道府県選挙管理委員会連合会近畿支会	1回	3日	1人
	橋梁技術初級Ⅰ(Ⅳ期)研修	近畿地方整備局	1回	4日	1人
	都市交通政策技術者養成ユニット	京都大学大学院	1回	8日	1人
	全国都市税財政主管者研修会	全国市長会	1回	1日	2人
	パソコン操作研修(基礎)、ホームページ研修	木津川市	4回	2日	106人
	統合型GIS利活用	木津川市	1回	1日	25人
	タブレット端末操作研修	木津川市	4回	1日	100人
	メンタルヘルス研修	木津川市	2回	1日	39人
特別研修	第34回京都市女性の船	京都府	1回	4日	1人
	市町村トップセミナー	京都市町村振興協会	1回	1日	6人
	市町村監査委員研修	京都市町村振興協会	1回	1日	3人
	1期目議員研修	京都市町村振興協会	1回	1日	7人
	防災研修会	木津川市	1回	1日	60人
	GX形ダクタイル鉄管技術講習会	木津川市	1回	1日	20人
	人権研修	木津川市	7回	1日	443人
	AED研修	木津川市	4回	1日	84人
合 計			109回	134日	2,410人

### (3) 勤務成績の評定

平成22年度から「人事考課」として試行してきたところですが、木津川市職員人材育成基本方針に基づき、平成26年度から「人事評価」として本格導入を実施しています。

#### ○目的

職員の人材育成及び能力開発を進めることを目的とする。

#### ○制度の概要

能力評価と業績評価の2つの面から評価を行う。

## 8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断の状況

職員の健康管理のため、毎年、健康診断等を実施しています。平成26年度の実施状況は、次のとおりです。

健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
定期健康診断	493 人	477 人	96.8 %
巡回健診	273 人	257 人	94.1 %
人間ドック	220 人	220 人	100.0 %
脳ドック	44 人	44 人	100.0 %
特殊検診	103 人	103 人	100.0 %

### (2) 公務災害等の状況

公務上又は通勤途上の災害により負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成26年度の発生状況は、次のとおりです。

	傷病	死亡
公務災害認定件数	2 件	0 件
通勤災害認定件数	1 件	0 件

### (3) 共済制度の状況

共済制度とは、社会保障の一環として、職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済の制度です。共済制度の概要は次のとおりで、必要な費用は職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

ア. 機関名：京都府市町村職員共済組合

イ. 共済制度概要

#### ○短期給付事業

病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行う。

#### ○長期事業

退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う。

#### ○福祉事業

健康診断などの健康の保持増進事業、貯金事業、貸付事業などを行う。

### (4) 福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務付けられており、木津川市では、7市10町1村18一部事務組合5関係団体、会員約7,300人（平成27年3月現在）で構成されている、一般財団法人京都府市町村職員厚生会に加入し、福利厚生事業を行なっています。

主な、事業は以下のとおりで、構成団体の職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

ア. 一般財団法人京都府市町村職員厚生会の主な事業内容（平成27年4月1日現在）

#### ○公益事業

健康文化講演会、スポーツ健康交流大会、丹後半島駅伝大会の開催など

#### ○福利厚生事業

スポーツ健康交流事業、結婚祝金、子育て祝金、健康回復助成金、人間ドック利用助成金、療養見舞金、死亡弔慰金など

#### ○退職互助事業

医療給付金事業、退職者会の活動など

イ. 掛金・負担金の割合（平成26年度決算）

	掛金	負担金
京都府市町村職員厚生会	23,488	11,744
（職員1人あたり）	48	24
（負担割合）	2	1



## 9. 公平委員会の状況

### (1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められています。主な内容は次のとおりです。

- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 職員の苦情を処理すること。

### (2) 公平委員会の業務の状況

#### ア. 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

前年度からの継続件数	措置要求件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

#### イ. 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

前年度からの継続件数	措置要求件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

#### ウ. 苦情の処理の状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

処理件数
0 件